

台風19号被災学生に対する 日本学生支援機構 「JASSO 支援金」について

日本学生支援機構(JASSO)では、今回の自然災害等により、学生本人や留学生の皆さんが通学のために居住する住宅が、半壊もしくは床上浸水以上の被害を受けた場合、支援金(10万円)を支給しています。(返還する必要はありません。)

つきましては、下記期間中に申請書類を提出してください。なお、学生課窓口での混雑を防ぐため受付期間を定めておりますので、期間内に提出するようご協力をお願いします。※期日までに申請できない場合は、学生課までご相談ください。

記

1 提出書類

- ①申請書(ポータルサイト参照)
- ②罹災証明書
- ③通帳のコピー

2 支給額

10万円(返還不要)

3 受付期間

- ①令和元年11月28日(木)・29日(金)
- ②令和元年12月23日(月)・24日(火)【追加】
12:15～12:50／16:30～17:00

4 受付場所

1号館 111教室

以 上